

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日)
昭和五十三年六月三十日

二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和五十三年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
馬渕 医院	鳥取市材木町一〇六	昭和五十三年六月一日
鳥取県立 鳥取療育園	鳥取市江津二五九	"

鳥取県立 鳥取療育園	鳥取市江津二五九	"
山陰労働福祉事業団 山陰労災病院	米子市皆生一四八〇	"

清水整形外科病院	倉吉市宮川町二丁目七六	昭和五十三年六月二日
医療法人共済会 タナカ歯科医院	西伯郡名和町大字御来屋 二四三一	昭和五十三年六月十日

山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目七六	"
小谷 医院	西伯郡名和町大字御来屋 二四三一	昭和五十三年六月十日

タナカ歯科医院	鳥取市弥生町二六一	"
林歯科医院	鳥取市立川町二丁目一四三	昭和五十三年六月一日

益尾歯科医院	米子市道笑町一丁目一八	昭和五十三年六月一日
ハヤシ歯科医院	鳥取市片原二丁目一一八	昭和五十三年六月一日

中村歯科医院	倉吉市東岩倉町二二五五	昭和五十三年六月一日
--------	-------------	------------

告 示

鳥取県告示第五百三十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十

鳥取県告示第五百四十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和五十三年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十三年七月十四日から

当該計量器の所在の場所

昭和五十四年三月三十一日まで

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

七月 十四日 正午まで 倉吉市 神綱機器工業株式会社

七月 十七日 午前十時から 午後三時まで 河北中学校

七月 十八日 " " 倉吉福祉会館

七月 十九日 " " 倉吉市役所

七月 二十一日 " 午前十時から 午後二時まで

七月 二十八日 " 午前二時まで

一(一) 保安林の所在場所

米子市夜見町字砂浜三〇八八の二〇、字砂浜壱 三〇九一の一〇、

三〇九一の一一、字砂浜武 三〇九五の一七、字砂浜参 三〇九七の

二三、三〇九七の二四、字砂浜四 三一〇一の一二、字砂浜五 三一

〇三の二七、三一〇三の二八、和田町字浜田灘東一の六、字御崎川尻

北三〇九九の四、三〇九九の六、三一〇〇の三、字東灘北三一五〇の

五、三一五〇の七、字上大灘東北三一五一の一七、三一五一の一九、

字上松中東三二七三の七、字下灘屋敷東三二七四の一、三二七四の

一五、三二七四の一七、三二七四の一九、字中屋敷東三四三六の一九、

三四三六の二二、三四三六の二八、三四三六の三〇、字灘中屋敷東三

四三七の二三、三四三七の二六、三四三七の三〇、三四三七の三三、

字上灘屋敷東三六一〇の一九、三六一〇の一七、三六一〇の二一、字

二割屋敷東三六八八の一八、三六八八の二〇、三六八八の二四、大篠

津町字東五七の二四、五七の三一、五七の三二、字安田三八四の一五、

字東ノ武 七二一の三七、七二一の三八

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十三年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定に

- (一) 飛砂の防備
(二) 指定の目的
(三) 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、抾伐による。

(2) 立木として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一) 保安林の所在場所

境港市佐斐神町字砂浜ノ壱 七の一四、七の一五、字砂浜ノ弐 八

の一〇、八の一一、字砂浜ノ參 二五の二三、字砂浜ノ四 二九の一

七、小篠津町字上灘一の五〇、字中灘二三六の一四、字御崎灘二五七の六、二六五の九、字下灘二八九の一〇、新屋町字川向前三三四五の二五

鳥取県告示第五百四十三号

二(二) 指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

一の(三)に同じ。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課並びに米子市役所及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字俵原字丸山頭二六六(国有林)、字丸山谷三三四(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

次回の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六の七四、二二五六の七五

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

学校用地とするため

鳥取県告示第五百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

日野川左岸土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 遠藤喜男 米子市福市二二〇
伊塚 浩 一三〇

一、二六四

一五九

六八七

一、二六七

七〇一

七八五

八幡二三二

三七二

四七七ノ一

諏訪六二五

鳥取県告示第五百四十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づ

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十三年

五月二十四日就任 任期第一回総大会まで

前田 岩正 嶽治 嶽巖
都田 清一 二九
長谷川 雅夫 二七三
高塚 貞夫 五三六
吉川 晃一 五七三
長浜 範人 西伯郡岸本町大殿六五八
草原 一 坂長八四九
中曾 一三四
曽 勤和 八一四
村 堅昇 八四三
奥 仁 薮
田 曜 一三六
植 伸 一〇七五
前 伸 三九四
田 孝 一〇七五
前 伸 一
伊 岩 一
塚 鑑 一
船 橋 敘 一
西伯郡岸本町坂長九一七

き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 作業種類

基本測量（国土調査確定測量のための基準点測量）

二 作業期間

昭和五十三年七月三日から同年十二月十一日まで

三 作業地域

三朝町、佐治村、河原町、用瀬町、智頭町、八東町、郡家町、船岡町、中山町、鹿野町、気高町、溝口町、江府町及び日南町

鳥取県告示第五百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、船岡団地及び八東第二団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務をそれぞれ船岡町及び八東町に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三